

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			

刑 企 第 4 5 号
(生企、交企、備一)
令 和 4 年 1 2 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

迅速・確実な被害届の受理について

被害届の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されており、これまで「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成24年9月18日付け青警本刑企第365号ほか。以下「旧通達1」という。）及び「被害届の即時受理の再徹底について」（令和4年6月23日付け刑企第13号。以下「旧通達2」という。）に基づき、被害の届出があった場合、即時受理する運用を徹底してきたところであるが、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な被害届の受理がなされるよう、下記の事項について所属職員に徹底を図られたい。

なお、旧通達1及び2は廃止する。

記

1 被害届の迅速・確実な受理

(1) 即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

また、被害付けが不十分で事実の特定に至らない場合であっても、被害届の受理を先延ばしにしないこと。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではなく、また、こうした判断により、被害届を受理し

なかったものについては、届出の内容や対応状況を「警察安全相談受理表」に詳細に記録し、所属長に報告後、事件主管課を経て刑事企画課へ報告して、その適否を組織的に検討すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番や駐在所（以下「交番等」という。）に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査の担当係員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどのため直ちに被害届を受理できないときは、捜査主任官が他の警察官を当該被害届の受理に当たらせるなど適切な措置を講じること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害届を即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担や心情に配慮し、届出人に対し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する必要があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときについても、届出の内容や対応状況を「警察安全相談受理表」により所属長に報告の上、事件主管課に報告すること。

(4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、事件主管課を通じて、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 その他

(1) 簡潔明瞭な記載

被害届の受理に当たり、届出人が自ら被害の内容を記載した書面を持参した場合、被害事実が特定されていればこれを受理することで足りるが、警察官が被害届を代書する場合には、被害届の性質に鑑み、特に簡潔明瞭に表現することを旨とし、届出人の負担軽減に配慮すること。

(2) 被害届の様式による受理

犯罪捜査規範第61条において、参考人供述調書を作成したときは、被害届の作成を省略することができる」と規定されているところ、届出の受理に当たっては、財産犯以外の犯罪であっても、原則、被害者にとって届出したことがより分かりやすい被害届の様式により受理することとし、必要に応じて参考人供述調書を作成すること。

(3) 訂正の申出への対応

被害者の記憶違いにより後刻被害者が被害届の訂正の申告をしてくる場合があり得るが、このような場合には、当初の申立てと異なった理由について、別途追加被害届や捜査報告書、供述調書により明らかにしておく必要がある。

また、交番等で被害届を受理した後で、事件捜査担当部門への引継前に被害者から訂正の申出があった場合には、交番等勤務員は、警察署地域課幹部に報告して指揮を受け、対応すること。

担当：刑事企画課刑事部企画係